

○守山市介護保険条例（抜粋）

平成 12 年 3 月 28 日
条例第 15 号第 6 章 介護保険運営協議会
(協議会の設置)

第 20 条 本市の介護に関する施策についての評価を行い、介護保険事業計画（法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画として定めるものをいう。）および高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画として定めるものをいう。）の策定または変更についての審議等を行うため、守山市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(平 21 条例 7・一部改正)

(協議会の所掌事務)

第 21 条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 介護保険事業計画および高齢者福祉計画の企画立案に関すること。
- (2) 介護保険事業計画および高齢者福祉計画の事業推進に関すること。
- (3) 介護保険施策に関する評価および具体的な対応策の検討
- (4) その他高齢者の保健および福祉に関すること。

(平 21 条例 7・一部改正)

(協議会の委員の定数)

第 22 条 協議会の委員の定数は、15 人以内とし、次に掲げる者のなかから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 介護サービス事業者を代表する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 学識経験者

2 市長は、前項第 1 号に定める委員を委嘱するにあたっては、第 3 条の定めるところに基づき、公募その他の適切な方法によって選任されるようにしなければならない。

(平 21 条例 7・一部改正)

(委員の任期)

第 23 条 協議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第 24 条 前 4 条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。